

## 地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、長崎県内において地球温暖化対策の推進を図るため、予算の定めるところにより、市町または民間事業者に対し、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及びその他の法令及び関連通知の定めによるほか、この実施要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国交付要綱に定める「重点対策加速化事業」に位置づけた交付金事業のうち本県が策定した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において計画されたもの（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、第2条の事業を実施する市町及び民間事業者等とする。

### (補助対象事業の要件、補助率等)

第4条 補助対象事業の要件、補助率等は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2に定めるとおりとする。

### (補助対象事業の区分及び各費目の内容)

第5条 補助対象事業費の区分及び各費目の内容は、国実施要領別表第1から別表第4に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象事業費に補助率を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第4条の規定に基づき、知事に対し、交付申請を行うものとする。

2 前項の申請時に提出する書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 交付申請書を提出することができる時期は、毎年度知事が別に定める。

4 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第7条 知事は、第6条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

（変更交付申請）

第8条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた交付金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を、知事あてに提出して行うものとする。

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに配分された交付金額を変更しようとするとき
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の対象となる事業を新たに追加しようとするとき
- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

（変更の承認）

第9条 知事は、第8条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めるときは、変更を承認し、申請者に通知するものとする。

2 前項の変更を承認する場合において、補助金の交付決定の額を変更する場合には、第7条の規定に準じて交付決定の内容を変更し、変更交付決定通知書（様式第4号）を交付決定者に送付するものとする。

(補助の条件)

第 10 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付決定者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (3) 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- (4) 適正化法第 22 条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- (5) 交付決定者は、知事の承認を受けないで、前号で定める期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。  
なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号環境省大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (6) 補助対象事業の完了によって交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を地方公共団体に納付させることができる。
- (7) 事業完了後にこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、年度仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 5 号）により速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により、補助対象事業の全部

若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出して承認を受けなければならない。

（補助対象事業の完了予定期日の変更）

第 12 条 補助対象事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、知事あてに完了予定期日変更報告書（様式第 7 号）を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

2 第 14 条第 2 項による年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の内容に著しい変更を伴う場合は、第 8 条に規定する交付金の変更交付申請によるものとする。

（状況報告等）

第 13 条 知事は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第 14 条 この補助金の実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又はその年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 8 号）を知事あてに提出するものとする。

2 補助対象事業の実施期間内において、県の会計年度が終了するときは、その年度の 3 月 31 日までに年度終了実績報告書（様式第 9 号）を知事あてに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 15 条 知事は第 14 条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書（様式第 10 号）により交付決定者に通知するものとする。

2 知事は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるも

のとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内（ただし、地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、返還の命令の日から 90 日以内で知事の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、概算払をすることができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書（様式第 11 号）を知事あてに提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第 17 条 知事は、補助対象事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 4 号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (1) 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく知事の処分若しくは指示に従わない場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

（監督等）

第 18 条 知事は、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する事業者等（以下「間接交付金事業者」という。）に対し、それぞれ施行する補助対象事業に関し、適正化法、適正化法施行令その他の法令及び補助金の目的達成のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する補助対象事業の促進を図るため、必要な指導、助言若しくは援助をすることができる。

2 知事は、間接交付金事業者に対し、それぞれ施行する補助対象事業について、補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（関係書類の保管）

第 19 条 補助事業者は、本補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 10 条第 3 号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

（その他）

第 20 条 補助事業者は、交付要綱に疑義が生じたとき、交付要綱により難しい事由が生じたとき、あるいは交付要綱に記載のない細部については、知事に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この実施要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。